

## 北保育所建替え工事に関する注意事項

本工事の請負契約締結には下記の条件が付されますのでご注意願います。

### 契約締結に関する事項

- (1) 本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月天理市条例第 11 号）第 2 条の規定により、天理市議会の議決を要するため、議会の議決が得られないときは請負契約を締結しない。
- (2) 本工事が議会の議決が得られなかった場合、あるいは公告第 9（4）①、②により本工事の請負契約をしなかった場合、または、本市が仮契約を解除した場合において、落札者に損害が及んだ場合でも、本市は当該落札者に対していかなる責任も負わないものとする。